

建設緑政局関係議案資料

議案第219号

川崎市準用河川管理施設等の構造の技術的基準
に関する条例の制定について

建設緑政局

「川崎市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例制定に向けた考え方について」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

本市では、本市が管理する準用河川の構造の一般的技術基準を条例で定めるために、「川崎市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例制定に向けた考え方」について、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、1通（意見総数1件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例制定に向けた考え方について
意見の募集期間	平成24年8月7日（火）～平成24年9月6日（木）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）・各区役所（市政資料コーナー）・各区役所道路公園センター・市政だより・建設緑政局道路河川整備部河川課（市役所第3庁舎11階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）・各区役所（市政資料コーナー）・各区役所道路公園センター・建設緑政局道路河川整備部河川課（市役所第3庁舎11階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1通（1件）
電子メール	1通（1件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、条例制定に直接関係する御意見ではなかったことから、「川崎市準用河川管理施設等の構造の基準に関する条例制定に向けた考え方」に沿って、条例案を作成し議会に提出いたします。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、条例制定の考え方に反映させたもの
- B 条例制定の考え方の趣旨に沿った意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 河川施策に対する御意見・御要望であり、条例制定の考え方を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項	目	A	B	C	D	E	計
(1)	その他(1件)					1	1
	合 計					1	1

具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

(1) その他(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	法律は交付ではなく公布ではないか？	今後は正しい表記である「公布」を使用してまいります。	E